



平成 19 年 2 月 28 日

各 位

上 場 会 社 名 日 本 電 工 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 三 井 陽 一 郎  
コ ー ド 番 号 5 5 6 3 東 証 第 一 部  
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 澤 田 純 夫  
総 務 ・ 関 連 会 社 部 長

TEL (03) 3546-9319

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年2月27日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成19年3月29日開催予定の第107回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- ① 定款に定めがあるものとしてみなされた事項として、当社に設置する機関を定める変更案第4条(機関)及び株券を発行する旨定める変更案第7条(株券の発行)を新設し、名義書換代理人が株主名簿管理人となる変更案第12条(株主名簿管理人)の規定のとおりに変更を行うものであります。
- ② 変更案第4条(機関)の新設に伴い、第6章 会計監査人を新設し、会計監査人について、変更案第42条(選任方法)、変更案第43条(任期)、変更案第44条(報酬等)の規定を新設するものであります。
- ③ 単元未満株式の管理の効率化を図り、その権利を合理的な範囲に制限するため変更案第10条(単元未満株式についての権利)の規定を新設するものであります。
- ④ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類について、迅速で広範囲な情報が提供できるよう変更案第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定を新設するものであります。
- ⑤ 株主総会における議決権行使について、代理人の数及び代理権を証明する方法を明確にするため、変更案第19条(議決権の代理行使)の規定のとおりに変更を行うものであります。
- ⑥ 取締役会の機動的運営を図るため、書面又は電磁的記録による取締役会決議を可能とする変更案第28条(取締役会の決議方法)第2項の規定を新設するものであります。

⑦ 取締役及び監査役がそれぞれの職務の遂行にあたり、役割を十分に発揮できるよう、変更案第31条（取締役の責任免除）、変更案第41条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、取締役の責任免除の規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

⑧ その他、会社法の条文に合わせた用語の変更等、規定の整備を行うものであります。

(2) 取締役会又は監査役会の決議により、取締役会又は監査役会の機動的な運営を可能とする変更案29条（取締役会規程）、変更案第39条（監査役会規程）の規定を新設するものであります。

(3) 以上のほか、法令に定められた事項等について、明確化あるいは簡素化の観点から変更を行い、あわせて全般にわたり表現形式、構成及び用語等の修正並びに条数の繰り下げ、条の細目として項の新設等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	改定案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商 号） 第1条 当社は、日本電工株式会社と称し、英文では Nippon Denko Co.,Ltd. と表示する。</p> <p>（目 的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. フェロアロイ、金属珪素の製造及び販売並びに輸出入</li> <li>2. 各種金属材料の製造及び販売並びに輸出入</li> <li>3. クロム塩類、その他化学工業製品の製造及び販売並びに輸出入</li> <li>4. 肥料の製造及び販売</li> <li>5. セラミックスの製造及び販売</li> <li>6. 合成樹脂の成形、加工及び販売</li> <li>7. 電子機器用部品の製造及び販売</li> <li>8. 二次電池材料の製造及び販売</li> <li>9. 測定器、分析機器の製造及び販売並びに環境計量証明事業</li> <li>10. 鉱物、土石粉碎等処理業</li> <li>11. イオン交換樹脂の再生事業</li> <li>12. 排水処理装置及び用水処理装置の製造及び販売</li> <li>13. 機械器具設置工事業</li> </ol>	<p style="text-align: center;">1章 総 則</p> <p>（商 号） 第1条 <u>（現行のとおり）</u></p> <p>（目 的） 第2条 <u>（現行のとおり）</u></p>

現行定款	改 定 案
<p>14. 各種プラント建設工事の設計・施工・管理・請負業</p> <p>15. 建設コンサルタント業</p> <p>16. ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業</p> <p>17. 発電及び電気供給事業</p> <p>18. 産業廃棄物処理業</p> <p>19. 鉱業の経営</p> <p>20. 運送業及び倉庫業</p> <p>21. 水産物の養殖及び加工並びに販売</p> <p>22. 不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理</p> <p>23. 前各号の事業に付帯又は関連する事業</p>	
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社の本店を東京都中央区に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(機 関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行なう。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する。</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は256,551,000株とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、256,551,000株とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社の株式については、株券を発行する。</p>

現行定款	改 定 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p><u>(1単元の株式数)</u></p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数は1,000株とする。</u>当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係わる株券を発行しない。但し、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)<u>並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p><u>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u></p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>単元株式数に満たない数の株式</u>(以下「<u>単元未満株式</u>」という。)に係る株券を発行しない。但し、<u>株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p><u>(4) 次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の<u>単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては</u></p>

現行定款	改 定 案
<p>理人に取扱わせ、当会社においては<u>これを取扱わない</u>。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第10条 当会社は毎決算期における最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p><u>前項のほか、必要あるときは取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条 当会社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める当社株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第12条 定時株主総会は毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者)</p> <p><u>第13条 株主総会は取締役会の決議により取締役社長</u></p>	<p>取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第13条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p><u>第14条 (現行のとおり)</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集者)</p> <p><u>第16条 株主総会は取締役会の決議によって取締役</u></p>

現行定款	改 定 案
<p>がこれを招集する。取締役社長が事故あるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当る。</p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。取締役社長が事故あるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当る。</p> <p>(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は法令又は定款に別段の定めがある場合を除き出席株主の議決権の過半数をもって行なう。 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事についてはその経過の要領及びその結果を議事録に記載又は記録し議長及び出席し</p>	<p>社長がこれを招集する。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議 長)</p> <p>第17条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第20条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(削除)</p>

現行定款	改定案
<p data-bbox="220 286 810 358"><u>た取締役が記名捺印又は電子署名して会社に保存する。</u></p> <p data-bbox="344 448 660 477">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="209 566 304 595">(員数)</p> <p data-bbox="194 607 713 636">第<u>18</u>条 当会社に15名以内の取締役を置く。</p> <p data-bbox="209 725 328 754">(選任方法)</p> <p data-bbox="194 766 713 795">第<u>19</u>条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p data-bbox="220 806 810 913">取締役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p data-bbox="220 925 783 954">取締役の選任決議については、<u>累積投票によらない。</u></p> <p data-bbox="209 1043 304 1072">(任期)</p> <p data-bbox="194 1084 810 1155">第<u>20</u>条 取締役の任期は<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p data-bbox="209 1245 352 1274">(役付取締役)</p> <p data-bbox="194 1285 810 1393">第<u>21</u>条 取締役会の決議をもって<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定める</u>ことができる。</p> <p data-bbox="209 1482 352 1512">(代表取締役)</p> <p data-bbox="194 1523 641 1552">第<u>22</u>条 取締役社長は会社を代表する。</p> <p data-bbox="220 1563 810 1671">取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長以外に会社を代表する代表取締役を定めることができる。</p> <p data-bbox="220 1682 592 1711">代表取締役は各自会社を代表する。</p> <p data-bbox="209 1800 520 1830">(取締役会の招集者及び議長)</p> <p data-bbox="194 1841 801 1948">第<u>23</u>条 取締役会は取締役社長がこれを招集しその議長となる。取締役社長が事故あるときは他の取締役がこれに当る。</p>	<p data-bbox="975 448 1294 477">第4章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="847 566 943 595">(員数)</p> <p data-bbox="833 607 1137 636">第<u>21</u>条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="847 725 967 754">(選任方法)</p> <p data-bbox="833 766 1437 837">第<u>22</u>条 取締役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="863 848 1437 956">2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p data-bbox="863 967 1378 996">3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p data-bbox="847 1043 943 1072">(任期)</p> <p data-bbox="833 1084 1437 1191">第<u>23</u>条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="847 1245 991 1274">(役付取締役)</p> <p data-bbox="833 1285 1437 1393">第<u>24</u>条 取締役会の決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定する</u>ことができる。</p> <p data-bbox="847 1482 991 1512">(代表取締役)</p> <p data-bbox="833 1523 1137 1552">第<u>25</u>条 (現行のとおり)</p> <p data-bbox="847 1800 1158 1830">(取締役会の招集者及び議長)</p> <p data-bbox="863 1841 1437 1912">第<u>26</u>条 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="893 1924 1437 1989">2. <u>取締役社長に事故があるときは、他の取締役がこれに当たる。</u></p>

現行定款	改 定 案
<p>(取締役会の招集<u>手続</u>)  第24条 取締役会の招集は会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し、これを通知するものとする。但し緊急の必要ある場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(第2項新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)  第27条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議)  第25条 取締役会の議事は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数で決定する。</p> <p>(第2項新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)  第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができないものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程)  第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報 酬)  第26条 取締役の報酬は株主総会で決定する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
	<p>(取締役の責任免除)  第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規</p>

現行定款	改 定 案
<p>(相談役及び顧問) 第27条 取締役会の決議をもって相談役及び顧問を置くことができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第28条 当社に4名以内の監査役を置く。</p> <p>(選任方法) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(任 期) 第30条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として就任した監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役) 第31条 <u>監査役の互選をもって常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集手続) 第32条 監査役会の招集は会日の2日前までに各監査役に対し、これを通知するものとする。但し緊急の必要がある場合はこれを短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(第2項新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>定する額とする。</u></p> <p>(相談役及び顧問) 第32条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数) 第33条 (現行のとおり)</p> <p>(選任方法) 第34条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を<u>選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第37条 監査役会の招集通知は、<u>会日の2日前までに各監査役に対し発する。</u> 但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	改 定 案
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第33条 監査役会の<u>議事は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で決定する。</u></p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第38条 監査役会の<u>決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款の<u>ほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>
<p>(報 酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は株主総会で決定する。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>(新設)</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第42条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第43条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. 会計監査人は、<u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現行定款	改定案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第<u>6</u>章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第<u>35</u>条 当社の営業年度は毎年1月1日から12月31日までの1年とし、<u>各営業年度の末日</u>を決算期とする。</p> <p>(配当金)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>株主配当金は毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に配当する。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>37</u>条 当社は取締役会の決議により毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5に定める金銭の分配(中間配当)をすることができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>株主配当金及び中間配当金は支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(第2項新設)</p>	<p style="text-align: center;">(報酬等)</p> <p>第<u>44</u>条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第<u>45</u>条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とし、<u>毎年12月31日</u>を決算期とする。</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第<u>46</u>条 <u>剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第<u>47</u>条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間等)</p> <p>第<u>48</u>条 <u>剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>2. 未払配当金には利息をつけない。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日：平成19年3月29日（木）

定款変更の効力発生日：平成19年3月29日（木）

以 上